

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和5年2月2日

大磯町小児医療費助成制度の拡充について

資 料

大磯町小児医療助成制度の現状と拡充内容について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
大磯町小児の医療費の助成に関する条例の改正について・・・・・・・・・・・・	2

子育て支援課

1 大磯町小児医療助成制度の現状と拡充内容について

(1) 制度概要

小児医療費助成制度は、こどもの健全な育成支援と福祉の増進を目的として、こどもの入院や通院に係る保険医療費の自己負担分を助成する制度です。

現在、中学校3年生（0歳から15歳）までを所得制限なしで対象としていますが、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てをすることができる環境づくりをより一層支援するため、対象者を高校3年生（18歳）までに拡充します。

(2) 神奈川県と県内自治体の状況

ア 神奈川県の取組み

神奈川県においては、医療費が全国一律の助成制度となるよう国へ要望していますが、実現されていない状況の中、県議会等からの提案・要望を受け、令和5年4月から、市町村への補助対象年齢を「6歳まで」から「12歳まで」に引き上げる予定です。

	0～3歳	4～6歳	7～12歳 (小学生)	13～15歳 (中学生)	16～18歳 (高校生)
町助成対象	入院・通院				町拡充
町助成範囲	保険医療自己負担分（2割）		保険医療自己負担分（3割）		
県補助対象(入院)	一部負担金控除後 1/2 補助				県拡充
県補助対象(通院)	1/2 補助	一部負担金控除後 1/2 補助			

イ 県内市町村の状況

県内市町村では、大井町、松田町、清川村（入院のみ）が高校3年生（18歳まで）を助成対象としています。また、17市町は大磯町と同等の助成状況で、所得制限なしの中学3年生までの入院・通院を助成対象としています。助成の対象を高校3年生（18歳）までとする自治体は増加傾向にあります。

（令和4年12月1日現在）

高校3年生（18歳）まで拡充済	大磯町と同等の助成	所得制限がある自治体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学3年生まで入院・通院を助成 ・ 所得制限なし ・ 一部負担金なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学3年生まで入院・通院を助成 ・ 所得制限あり ・ 一部負担金あり(※印)
3 町村	17 市町	12 市町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大井町(H31. 4. 1～) ・ 松田町(R4. 4. 1～) ・ 清川村(入院のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚木市 R5. 10. 1 拡充決定 ・ 海老名 R5. 10. 1 拡充決定 ・ 横須賀市・平塚市・鎌倉市 ・ 三浦市・南足柄市・綾瀬市 ・ 葉山町・寒川町・二宮町 ・ 中井町・山北町・箱根町 ・ 真鶴町・湯河原町・愛川町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逗子市 R5. 4. 1 拡充決定 ・ 川崎市(中学生は入院のみ助成)※ ・ 横浜市※ ・ 相模原市※ ・ 茅ヶ崎市※ ・ 藤沢市 ・ 小田原市 ・ 秦野市 ・ 大和市 ・ 伊勢原市 ・ 座間市 ・ 開成町

(3) 扶助費等の推計

ア 扶助費の影響額

	対象者数	助成額（年額）	県補助金（年額）
R 3 年度 決算	3,597 人(0～15 歳)	約 8,200 万円 (1 人当たり年間平均医療費 約 23,000 円)	1,294 万 5,000 円
R 5 年度 見込	4,330 人(0～18 歳) 【内訳】 3,480 人(0～15 歳) <u>850 人(16～18 歳)</u>	9,600 万円 【内訳】 3,480 人×24,000 円(年間平均医療額見込) ≒84,000,000 円 <u>850 人×17,000 円(厚生労働省年代1 人当 り医療費単価)×10 か月分≒12,000,000 円</u> ※医療費の請求は、診療月の 2 か月後のた め 10 か月分を計上	2,950 万円

イ 事務費（審査手数料）の影響額

	対象者数	助成額（年額）	県補助金（年額）
R 3 年度 決算	40,413 件(0～15 歳)	約 248 万 2 千円 (1 件当たり手数料平均 61.4 円)	45 万 6,000 円
R 5 年度 見込	60,100 件(0～18 歳) 【内訳】 53,000 件(0～15 歳) <u>7,100 件(16～18 歳)</u>	360 万円 【内訳】 53,000 件×61 円≒3,230,000 円 <u>7,100 件×61 円×10 か月分≒370,000 円</u> ※審査手数料の請求は、診療月の 2 か月後 のため 10 か月分を計上	約 129 万円

(4) 拡充開始時期

令和 5 年 4 月 1 日診療分から

2 大磯町小児の医療費の助成に関する条例の改正について

(1) 改正内容

ア 助成対象者の年齢を、高校 3 年生（満 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日）までに引き上げます。

イ 対象者の拡充に伴い、条例の名称を「小児」から「こども」に改めます。

(2) 施行日

令和 5 年 4 月 1 日とします。